

## 地区計画の内容(概要)一覧表

※内容の詳細に関しては地区計画リーフレットにて確認してください

※   : 建築物制限条例に定める事項

地区計画の内容(概要)		小針地区計画		真伝地区計画				茅生台地区計画	ライクタウン花園地区地区計画
		一般住宅地区	工業地区	A地区	B地区	C地区	D地区		
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	建築基準法別表第二(ロ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物は、建築してはならない。建築基準法別表第二(イ)項第5号から第8号まで及び(ウ)項第6号に掲げるもの。	建築基準法別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	建築基準法別表第二(ニ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。建築基準法別表第二(イ)項第1号、第2号、第6号及び第8号から第10号の建築物	—	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅	一戸建専用住宅
建ぺい率	—	—	—	—	—	—	—	—	—
容積率	—	—	—	—	—	—	—	100	100
敷地面積	最低限度(m <sup>2</sup> )	160	200	160	200	200	200	250	170
壁面後退	道路境界線からの後退距離(m)	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0 ※風致地区条例によるもの	1.0	1.0	1.0
	隣地境界線からの後退距離(m)	—	—	0.5	1.0	1.0 ※風致地区条例によるもの	1.0	1.0	0.5
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	有	有	有	有	—	有	有	有
建物の高さ	最高限度(m)	12	—	—	10	10	10	10	10
	北側斜線	—	—	—	—	—	—	—	—
	軒高さ	—	—	—	—	—	—	—	—
地盤の高さ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外壁及び屋根の色	—	—	—	—	—	—	—	—	—
よう壁の構造	—	—	—	道路境界線より1m以上後退かつ強固で安全なもの(歩行者専用道路は適用除外)				強固で安全なもの	強固で安全なもの
垣・さくの構造	制限のある場所	道路に面する部分		敷地内				敷地内	敷地内
	垣・さくの構造	・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等		原則として生垣又はこれらに類するもの フェンス・ブロック塀等を設置する場合は道路境界線より1m以上後退				・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等	・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	—		—	—	—	—	1.5m	1.5m
	垣・さくの基礎の高さ	0.6m以下		—	—	—	—	0.3m以下	0.3m以下
	門の袖(門塀)	高さ1.5m以下、袖の長さ2m以下		—	—	—	—	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下

地区計画の内容(概要)		高根山地区計画	香山の里地区計画	開元の里地区計画	緑風台地区計画	葵工業団地地区計画	シビックヒルズ地区計画	小呂ミタライ地区計画	さくら台地区計画
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	—	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅、一定の兼用住宅	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅	準工業地域並みの工場	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅	—	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅、一定の兼用住宅
建ぺい率	—	—	—	—	—	—	—	—	—
容積率	—	—	100	100	100	—	—	—	100
敷地面積	最低限度(m <sup>2</sup> )	—	200	270	185	—	140	—	180
壁面後退	道路境界線からの後退距離(m)	—	1.0	1.6	1.0	—	—	—	1.0
	隣地境界線からの後退距離(m)	0.5	1.0	1.0	0.75	—	—	—	1.0
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	有	有	有	有	—	—	—	有
建物の高さ	最高限度(m)	10	10	10	10	—	10	12	10
	北側斜線	—	—	勾配 1.25 立上 5m	勾配 1.25 立上 5m	—	—	—	—
	軒高さ	—	—	—	—	—	—	—	7
地盤の高さ	—	—	—	地区計画告示日現在の高さ	—	—	—	—	—
外壁及び屋根の色	—	—	—	—	—	—	—	—	規定のマンセル値以下とする
よう壁の構造	—	—	強固で安全なもの	—	強固で安全なもの	—	—	—	—
垣・さくの構造	制限のある場所	—	敷地内	敷地内	敷地内	—	—	—	敷地内
	垣・さくの構造	—	・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等	・生垣 ・フェンス・鉄さく等	・生垣 ・フェンス・鉄さく等	—	—	—	・生垣 ・フェンス・鉄さく等
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	—	1.5m	1.8m	1.5m	—	—	—	1.5m
	垣・さくの基礎の高さ	—	0.3m以下	0.3m以下	0.3m以下	—	—	—	—
	門の袖	—	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	—	—	—	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下

地区計画の内容(概要)一覧表

※内容の詳細に関しては地区計画リーフレットにて確認してください

※      : 建築物制限条例に定める事項

地区計画の内容(概要)		八帖地区計画			養川南部地区計画	田口地区計画	緑陽台地区計画	上六名地区計画	あずき坂地区計画
		A地区	B地区	C地区					
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	・八丁味噌製造等に関する工場、事務所、展示施設など。 ・建築基準法別表第2(は)項に掲げる建築物。	・八丁味噌製造等に関する工場、事務所、展示施設など。 ・建築基準法別表第3(は)項に掲げる建築物。 なお、建築基準法第48条第9項の規定にかかわらず、原動機を使用する八丁味噌製造工場及びこれに併設する八丁味噌関連加工食品製造工場にあっては、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるものを建築可。	建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号並びに(り)項第3号及び第4号に掲げる建築物は、建築してはならない。	-	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅、一定の兼用住宅	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅、一定の兼用住宅	住宅、共同住宅、一定の兼用住宅	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅、自動車庫
建ぺい率	-	-	60	-	-	-	30	-	-
容積率	-	-	200	-	-	100	80	-	-
敷地面積	最低限度(㎡)	-	-	-	-	200	185	130	-
壁面後退	道路境界線からの後退距離(m)	-	-	-	-	1.0	2.0	-	1.0
	隣地境界線からの後退距離(m)	-	-	-	-	0.75	1	-	0.7
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	-	-	-	-	有	-	-	有
建物の高さ	最高限度(m)	-	-	-	12	10	10	10	10
	北側斜線	-	-	-	-	-	-	-	-
	軒高さ	-	-	-	-	7	-	-	-
地盤の高さ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外壁及び屋根の色	-	-	-	-	-	-	規定のマンセル値以下とする	-	-
よう壁の構造	-	-	-	-	-	-	-	-	-
垣・さくの構造	制限のある場所	-	-	-	敷地内	敷地内	敷地内	-	-
	垣・さくの構造	-	-	-	・生垣 ・フェンス・鉄さく等	・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等	・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等	-	-
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	-	-	-	1.5m	1.5m	1.5m	-	-
	垣・さくの基礎の高さ	-	-	-	0.3m以下	0.3m以下	0.3m以下	-	-
	門の袖	-	-	-	-	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	-	-

地区計画の内容(概要)		春咲地区計画		西蔵前地区計画		岩津地区計画	明大寺本町地区		
		A地区	B地区	A地区	B地区		A地区	B地区	C地区
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	一戸建専用住宅、二戸連続建専用住宅	※建築してはならない建築物について、春咲地区リーフレット参照	住宅、共同住宅、診療所	住宅、共同住宅、診療所、500㎡以下の店舗又は飲食店等	建築基準法施行令第130条の8の2に定める用途に供する建築物(床面積が5,000㎡を超えるもの)は、建築してはならない。	※建築してはならない建築物について、明大寺本町地区リーフレット参照	※建築してはならない建築物について、明大寺本町地区リーフレット参照	※建築してはならない建築物について、明大寺本町地区リーフレット参照
建ぺい率	-	-	-	30	30	30	-	-	-
容積率	-	100	-	開発事業の工事完了公告後 60 地区施設が未整備な場合 50 開発事業の工事完了公告後 200	30 開発事業の工事完了公告後 60 地区施設が未整備な場合 50 開発事業の工事完了公告後 200	30 開発事業の工事完了公告後 60 地区施設が未整備な場合 50 開発事業の工事完了公告後 200	-	-	300
敷地面積	最低限度(㎡)	160	160	160	160	-	-	-	-
壁面後退	道路境界線からの後退距離(m)	0.5	0.5	-	-	住宅、共同住宅の場合は(都)蒲郡岐阜線から3m。	地区施設道路1号の境界線から2m以上。	-	-
	隣地境界線からの後退距離(m)	0.5	0.5	0.5	0.5	-	-	-	-
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	-	-	有	有	-	-	-	-
建物の高さ	最高限度(m)	10	25	10	12	-	-	-	-
	北側斜線	勾配 1.25 立上 5m	-	-	-	-	-	-	-
	軒高さ	-	-	-	-	-	-	-	-
地盤の高さ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外壁及び屋根の色	-	-	-	-	-	-	原色系を除いた色彩	-	-
よう壁の構造	-	-	-	-	-	-	-	-	-
垣・さくの構造	制限のある場所	敷地内	-	道路に面する部分	道路に面する部分	-	-	-	-
	垣・さくの構造	・生垣 ・透視可能なフェンス・鉄さく等	-	・生垣 ・フェンス・鉄さく等	・生垣 ・フェンス・鉄さく等	-	-	-	-
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	1.5m	-	1.5m	1.5m	-	-	-	-
	垣・さくの基礎の高さ	0.3m以下	-	0.3m以下	0.3m以下	-	-	-	-
	門の袖	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	-	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	-	-	-	-
地区施設	-	-	-	道路・公園・公共空地	道路・公園・公共空地	道路・公園・公共空地	道路	-	-

地区計画の内容(概要)一覧表

※内容の詳細に関しては地区計画リーフレットにて確認してください

※      : 建築物制限条例に定める事項

地区計画の内容(概要)		仁木地区計画	竜美ヶ丘東地区計画	南ヶ丘地区計画				美合平地東地区計画
				A地区	B地区	C地区	D地区	
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	※建築してはならない建築物について、仁木地区リーフレット参照	—	—	※建築してはならない建築物について、南ヶ丘地区リーフレット参照	※建築してはならない建築物について、南ヶ丘地区リーフレット参照	—	—
建ぺい率	—	—	—	—	—	—	—	—
容積率	—	—	—	—	—	—	—	—
敷地面積	最低限度(m <sup>2</sup> )	—	—	—	—	—	—	—
	壁面後退	—	—	0.5				0.5
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	—	—	有				有
建物の高さ	最高限度(m)	—	12	12			18	12
	北側斜線	—	—	—	—	—	—	—
	軒高さ	—	—	—	—	—	—	—
地盤の高さ	—	—	—	—	—	—	—	—
外壁及び屋根の色	—	—	—	—	—	—	—	—
よう壁の構造	—	—	—	—	—	—	—	—
垣・さくの構造	制限のある場所	—	—	—	—	—	—	道路に面する部分
	垣・さくの構造	—	—	—	—	—	—	・生垣 ・フェンス・鉄さく等
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	—	—	—	—	—	—	1.5m
	垣・さくの基礎の高さ	—	—	—	—	—	—	0.3m以下
	門の袖	—	—	—	—	—	—	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下

地区計画の内容(概要)		岡崎駅南地区計画							
		A地区	B地区	C地区	D地区	E地区	F地区	G地区	
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	—	建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げる建築物は、建築してはならない	建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げる建築物は、建築してはならない	—	—	病院、大学、店舗、飲食店等	建築基準法別表第二(ほ)項第二号に掲げる建築物は、建築してはならない	
建ぺい率	—	—	—	—	—	—	—	—	
容積率	—	—	—	—	—	—	—	—	
敷地面積	最低限度(m <sup>2</sup> )	—	—	—	—	—	—	—	
	壁面後退	—	0.75				0.75	外周道路境界線から8m	0.75
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	—	外壁を有しない車庫等は可				—	有	—
壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	壁面後退区域に建築物に該当しない小規模な倉庫(物置等含む)は設置してはならない。ただし、高さが1.4m以下でかつ合計が3.3㎡以内であるものは可。							
建物の高さ	最高限度(m)	25	—	—	25	25	外周道路境界線から12mの範囲 ⇒ 最高高さ 20m 北側道路境界線から65mの範囲 ⇒ 最高高さ 25m 上記以外の範囲 ⇒ 最高高さ 40m	25	
	北側斜線	—	—	—	—	—	—	—	
	軒高さ	—	—	—	—	—	—	—	
地盤の高さ	—	—	—	—	—	—	—	—	
外壁及び屋根の色	—	—	—	—	—	—	—	—	
よう壁の構造	—	—	—	—	—	—	—	—	
垣・さくの構造	制限のある場所	敷地内							
	垣・さくの構造	・生垣 ・フェンス・鉄さく等(道路面は透視可能なもの)							
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	1.5m							
	垣・さくの基礎の高さ	0.3m以下							
	門の袖	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下 ブロック積構造の場合は高さ分を道路境界線から後退							

地区計画の内容(概要)一覧表

※内容の詳細に関しては地区計画リーフレットにて確認してください

※      : 建築物制限条例に定める事項

地区計画の内容(概要)		美合つむぎ地区計画		阿知和地区計画	矢作地区計画	岡崎東部広域観光交流拠点地区計画
		A地区	B地区			
建築物等の用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	※建築してはならない建築物について、美合つむぎ地区リーフレット参照	※建築してはならない建築物について、美合つむぎ地区リーフレット参照	※建築してはならない建築物について、阿知和地区リーフレット参照	-	※建築してはならない建築物について、岡崎東部広域観光交流拠点地区計画書を参照
建ぺい率	-	-	-	-	-	-
容積率	-	-	-	-	-	-
敷地面積	最低限度(m <sup>2</sup> )	-	-	3,000	-	5,000
壁面後退	道路境界線からの後退距離(m)	0.8	0.8	4.0	-	-
	隣地境界線からの後退距離(m)	0.8	0.8	4.0	-	-
	適用除外項目 (物置・車庫等で一定規模のものなど)	有	有	有	-	-
建物の高さ	最高限度(m)	12	-	-	-	18
	北側斜線	-	-	-	-	-
	軒高さ	-	-	-	-	-
地盤の高さ	-	-	-	-	-	-
外壁及び屋根の色	-	-	-	原色を避け、落ち着いた色調とする	-	-
よう壁の構造	-	-	-	-	-	-
垣・さくの構造	制限のある場所	敷地内		-	道路に面する部分	-
	垣・さくの構造	・生垣 ・フェンス・鉄さく等 ※道路に面する部分に設置するフェンス・鉄さくは透視可能なものとする。			・生垣 ・フェンス・鉄さく等	
	垣・さくの高さ(全高)※ただし、生垣は除く	1.5m			1.5m	
	垣・さくの基礎の高さ	0.3m以下			0.3m以下	
	門の袖	高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下			高さ1.8m以下、袖の長さ2m以下	